

議案第 28 号

橋本創生総合戦略審議会条例について

橋本創生総合戦略審議会条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本創生総合戦略審議会条例

(設置)

第 1 条 市長は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 号に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び見直し等を行うため、附属機関として橋本創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において「橋本創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」とは、法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち、本市が策定するものをいう。

(所掌事項)

第 3 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他総合戦略に関し市長が特に必要と認める事項

(組織)

第 4 条 審議会は、委員 20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関及び団体の職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

(会議の公開等)

第 7 条 会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第 9 条 委員及び前条の規定により会議に出席した者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。